

令和元年9月17日

南相馬市農業委員会
9月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和元年9月17日(火)午後1時15分開会
場 所 南相馬市労働福祉会館 会議室

1. 出席委員

| 議席 | 氏 名 | 出欠 | 議席 | 氏 名 | 出欠 |
|----|---------|----|----|---------|----|
| 1 | 若 杉 裕 二 | 出 | 11 | 佐 藤 洋 | 出 |
| 2 | 鎌 田 芳 彦 | 出 | 12 | 遠 藤 秀 明 | 出 |
| 3 | 菅 野 信 彦 | 出 | 13 | 山 内 弘 巳 | 出 |
| 4 | 欠 番 | | 14 | 二 谷 純 市 | 出 |
| 5 | 梅 村 正 敏 | 出 | 15 | 半 谷 眞知子 | 出 |
| 6 | 西 内 文 夫 | 出 | 16 | 早 川 孝 雄 | 出 |
| 7 | 発 田 栄 一 | 出 | 17 | 佐 藤 良 一 | 欠 |
| 8 | 小谷津 弘 隆 | 出 | 18 | 岡 田 敏 文 | 出 |
| 9 | 塚 野 邦 好 | 欠 | 19 | 寺 澤 白 行 | 出 |
| 10 | 今 野 由 喜 | 出 | | | |

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 坂本 健一
鹿島区 秩父 俊雄
原町区 本間 健一 酒井 盛男

3. 出席職員

局長 佐藤 光 次長 高橋徳比克 主査 山本 将之
主事 平田 幸子 主事 米本 一樹 農政課副主査 野地 俊紀

4 . 日 程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名について
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報告第 3 8 号 専決処分の報告について
- 日程第 4 報告第 3 9 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 5 報告第 4 0 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 6 報告第 4 1 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 7 報告第 4 2 号 農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告について
- 日程第 8 報告第 4 3 号 農地法第 1 8 条第 6 項の賃貸借の解約等の通知について
- 日程第 9 報告第 4 4 号 違反転用事案の報告について
- 日程第 1 0 議案第 109 号 農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 1 1 議案第 110 号 農用地利用配分計画に係る意見について
- 日程第 1 2 議案第 111 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について
- 日程第 1 3 議案第 112 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について(市許可分)
- 日程第 1 4 議案第 113 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 1 5 議案第 114 号 農地法第 5 条の規定による貸借権設定の許可申請について
(市許可分)
- 日程第 1 6 議案第 115 号 現況確認証明願について

5 . 会議の概要

(開会 午後1時15分)

議 長 ただいまより、令和元年9月南相馬市農業委員会定例総会を開会いたします。欠席通告者は、9番塚野邦好委員、17番佐藤良一委員であります。出席委員は会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名については、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号3番菅野信彦委員、5番梅村正敏委員、6番西内文夫委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、諸般の報告を行います。9月2日に、第13回南相馬市農業者年金協議会パークゴルフ大会が南相馬市パークゴルフ場で開催され、総務企画専門委員会の半谷真知子委員長及び遠藤秀明副委員長と共に参加したところであります。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第38号、専決処分の報告についてを議題といたします。専決第11号について事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第38号、専決第11号についてご説明いたします。議案書の2ページから4ページになります。農業経営基盤強化促進事業による所有権移転申出にかかる調整委員の指名について、福島県農業振興公社を通して農地売買による所有権移転の申し出がございましたので、調整委員2名の指名を専決いたしました。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第4、報告第39号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の7番委員から報告を求めます。

7番委員 報告第39号についてご説明をいたします。議案書の5ページになりますが、

内容といたしましては、去る8月21日午前10時30分より、市役所北庁舎2階会議室におきまして、受け手人、福島県農業振興公社より担当1名、調整委員2名、事務局2名ということで開催したところでございます。協議内容につきましては、福島県農業振興公社から10a当たり40万円で価格が提示され、受け手側もこの金額で合意し、売買金額は131万4,487円となったところでございます。この件は、議案第109号議案書16ページの農用地利用集積計画に記載しておりますので、後ほどご審議の方よろしくお願いたします。以上でございます。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 　　次に、日程第5、報告第40号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整委員主任の10番委員から報告を求めます。

10番委員 　　報告第40号についてご説明させていただきます。議案書の6ページから7ページになります。内容といたしましては、去る8月21日、午後2時15分より、南相馬市北庁舎2階会議室において、出し手人1名、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局1名により開催をいたしました。協議内容については、別紙案件、　　ともに出し手側から、10a当たり、29万円が希望価格として提示されました。調整委員からも妥当であるとの意見があり、申し出のあった農地については、10a当たり29万円で、公社が購入することとなりました。売買代金は案件　　が86万2,171円となり、公社手数料として8,600円を差し引き、支払い額は85万3,570円となりました。また、案件　　が27万7,530円となり、同様に公社手数料として5,000円を差し引き、支払い額は、27万2,530円となります。この件は、議案第109号議案書16ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほど審議をよろしくお願いたします。以上です。

議 長 　　ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

（なしの声あり）

議 長 　　ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第6、報告第41号農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整員主任の14番委員から報告を求めます。

14番委員 報告第41号についてご説明いたします。去る8月21日午後3時より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において受け手の代理人、福島県農業振興公社より担当者1名、調査委員2名、事務局2名により開催いたしました。協議内容についてですが、福島県農業振興公社側から10a当たり40万円の価格提示がされました。受け手側もこの金額で合意して売買代金は147万2,664円となりました。この案件は議案第109号議案書16ページの農用地利用集積計画書に載せてありますので、後ほどご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第7、報告第42号、農業経営基盤強化促進事業による所有権移転調整会議の開催報告についてを議題といたします。調整員主任の18番委員から報告を求めます。

18番委員 報告第42号についてご説明いたします。議案書の9ページになります。内容といたしましては、去る8月21日午後3時45分より、南相馬市役所北庁舎2階会議室2において、受け手の代理人、福島県農業振興公社より担当者1名、調整委員2名、事務局1名により開催いたしました。協議内容についてですが、福島県農業振興公社側から10a当たり29万円で価格が提示され、受け手側も、この金額で合意し、売買代金は22万8,929円となりました。この件につきましては、議案第109号議案書16ページの農用地利用集積計画に載せてありますので、後ほどご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第8、報告第43号、農地法第18条第6項の賃貸借の解約等についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第43号についてご説明いたします。議案書の10ページから12ページになります。今回14件の案件がございますが、合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりとなっております。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第9、報告第44号、違反転用事案の報告についてを議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第44号についてご説明いたします。議案書の13ページから14ページ、整理番号1番から3番について、当事者の氏名、住所、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日等については記載のとおりです。整理番号1番については、昭和49年頃に亡き父が当該地の一部を庭地として整備してしまい、また、平成28年には除染作業員が、除染作業時に、敷砂利舗装をしてしまい、境界も明確でなくなったことから、現在は通路や駐車場として使用しています。今回、当該地に住宅を建築するに当たり、土地調査を行ったところ、農地の一部を庭地及び通路、駐車場として使用していることが判明したものです。整理番号2番については、昭和56年頃に隣接する宅地、雑種地に畜舎等を建築したが、規模が大きくなったため、当該地へ越境して建築してしまい、また、隣接する別の宅地、雑種地を貸駐車場として使用していたが、当該地への拡充の要望があり、現在は、事務所や資材置場等として使用しています。今般、土地の測量の見直しを行ったところ、農地であることが判明したものです。続きまして、整理番号3番については、平成12年頃にスポーツ用品製造業を営む息子が、当該地に隣接する宅地に作業場を新築した際に進入路として整備し、現在も使用しています。今回、作業場を増築するに当たり土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。以上です。

議 長 ただいまの報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第109号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第109号についてご説明いたします。議案書の15ページから17ページになります。市が農用地利用集積計画を策定するに当たりまして、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会に対して適否の判断を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第109号について説明いたします。議案書の15ページから17ページになります。今回所有権移転が5件、利用権設定が14件となっており、内容については、記載のとおりとなっております。なお、賃料につきましては、双方合意のうえで決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第11、議案第110号、農用地利用配分計画に係る意見についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第110号について説明いたします。議案書の18ページから19ページになります。市が農用地利用配分計画を策定するに当たりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。議案につきましては、担当課であります経済部農政課担当職員からご説明申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農政課担当職員からの説明を求めます。

農政課担当 議案第110号農用地利用配分計画に係る意見について説明いたします。議案書18ページから19ページになります。当該計画の概要としましては、農地中間管理事業として福島県農業振興公社を通し、農地の賃借を行うものとなっております。内容については、記載のとおりとなっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第12、議案第111号、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第111号についてご説明いたします。議案書の20ページから21ページになります。詳細につきましては、記載のとおりとなっております。調査担当委員からは、これらの案件につきまして許可要件を満たしているとの報告がございました。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 それでは、ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第13、議案第112号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第112号についてご説明いたします。議案書の22ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、報告第44号整理番号1番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号2番につい

ては報告第44号整理番号2番の追認を得るための案件です。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号2番につきまして、12番委員。

12番委員 議案第112号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。案内図は2ページです。去る9月14日午後3時より、申請人立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査項目に基づき、現地の状況を調査した結果、立地基準、一般基準ともに達していると判断いたしました。皆様のご審議のほどをよろしく願います。

議長 続きまして、申請番号1番について現地調査委員9番委員が欠席のため、事務局からの報告を求めます。

事務局 9番委員が欠席のため、事務局より代わって報告いたします。議案第112号申請番号1番について現地調査の報告となります。案内図は1ページです。申請内容は記載のとおりです。去る9月11日午後3時30分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく願います。以上、9番委員よりの報告となります。

議長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 次に、日程第14、議案第113号、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第113号についてご説明いたします。議案書の23ページ、申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件のみご説明いたします。申請番号2番については、農家住宅で事業面積は1,000㎡を超えておりますが、法面の面積を除くと有効利用面積が1,000㎡未満となることから妥当と判断しています。以上です。

議 長 続きます、今回の現地調査委員から報告をお願いいたします。申請番号1番について11番委員。

11番委員 議案第113号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は3ページです。去る9月13日午後4時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。以上であります。

議 長 続きます、申請番号2番について8番委員。

8番委員 議案第113号申請番号2番について現地調査の報告をいたします。申請内容は議案書23ページに記載のとおりです。現地案内図4ページです。去る9月12日午前10時頃より、譲渡人及び譲受人、代理人行政書士立ち会いのもとに現地調査を行いました。調査項目に基づき、代理人行政書士より聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひします。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第114号、農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第114号についてご説明いたします。議案書の24ページから25ページになります。申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。補足を要する案件として、申請番号1番については、報告第44号整理番号3番の追認を得るための案件です。続きまして、申請番号2番については、仮設道路としての一時転用であり、転用期間は許可日から9カ月となっております。続きまして、申請番号3番については、進入路としての一時転用であり、転用期間は許可日から2年間となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号1番について、18番委員。

18番委員 議案第114号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページです。去る9月12日午後3時より、設定人、被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。現地案内図は5ページであります。調査書の調査項目に基づき、設定人、被設定人から聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、当該地は両脇とも宅地に挟まれており、立地基準、一般基準とも満たしていると判断いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 続きまして、申請番号2番について、7番委員。

7番委員 議案第114号申請番号2番について、現地調査の報告をいたします。去る9月12日9時30分より、設定人及び被設定人立ち会いのもと、現地調査を行ったところでございます。調査書の調査項目に基づきまして、設定人及び被設定人からからの聞き取り、また、現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。

議 長 申請番号3番について、13番委員。

13番委員 議案第114号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページです。申請内容、申請事由は記載のとおりです。去る9月12日午前11時頃より、設定人及び被設定人の立ち会いのもと、現地調査を行いました。本案件は隣接する山林からの土砂採取にあたり、土砂搬出のための進入道路がないことから、申請地を一時的に進入路として使用するための必要な転用申請であります。調査書の調査項目に基づき、設定人及び被設定人からの聞き取り、また、現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているとともに、施行状況に応じて沈砂池を造り変えるなどをして、土砂流出防止に最大限努めるとのことから、適正であると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第16、議案第115号、現況確認証明願についてを議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第115号についてご説明いたします。議案書の26ページになります。申請番号1番及び2番について、土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。内容は、不耕作により非農地化したことに対する証明願いです。申請のあった7筆の農地すべてについて、非農地と判定いたしました。なお、担当農業委員に現地調査を依頼しておりますので、ご報告お願いいたします。以上です。

議 長 今回の現地調査委員を代表しまして、10番委員から報告をお願いします。

10番委員 議案第115号現況確認証明申請にかかる調査を行いましたので、ご報告を申し上げます。去る9月5日午後2時頃より、11番委員、19番委員、私と事務局職員1名の4名で現地調査を行いました。現地案内図は8ページと9ページのとおりです。申請番号1番については、利用状況に記載のとおり、一筆当たりの面積が小さく、大型機械の使用が困難なために、40年以上不耕作状態となり、進入路もなくなり、現況として山林、藪化していることから、非農地と判定をさせていただきました。同様に、申請番号2番についても、利用状況に記載のとおり、昭和49年以降、減反休耕となり、加えて高台にあり、農業機械等が入り出すことが困難なことから、こちらも山林、藪化していることから、非農地と判定をさせていただきました。委員の皆さんのご審議をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議 長 ただいまの議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

(なしの声あり)

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で本日本日予定いたしました報告7件並びに議案7件、合わせて14件の審議をすべて終了いたしました。これをもちまして本日の9月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様大変お疲れ様でした。

(終了)

閉会 午後1時50分

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和元年9月17日

議事録署名人(3番・カンノ ノブヒコ)

議事録署名人(5番・ウメムラ マサトシ)

議事録署名人(6番・ニシウチ フミオ)